

③ 裁判における支援制度

被害にあわれた方などが、裁判において利用できる制度です。
詳しくは各問合せ先（P26～）にご確認ください。

制度	内容	問合せ先
被害者参加制度	故意の犯罪行為により人を死傷させた事件や、不同意性交等、過失運転致死傷などの被害にあわれた方やご遺族の方は、刑事裁判に参加できます。	検察庁
犯罪被害者等法律援助	対象となる犯罪の被害にあわれた方やそのご家族が刑事・民事・行政関連の様々な対応について、弁護士による包括的かつ継続的な援助を受けられます。 ※ 令和8年1月13日以降に被害にあわれた方が対象です。 ※ 資力要件を満たしている必要があります。	法テラス (詳細はP16をご覧ください)
被害者国選弁護士制度	被害者参加人（被害者参加制度を利用して刑事裁判に出席される方）が、経済的に余裕のない場合、弁護士の援助を受けられるよう、国が弁護士報酬及び費用を負担する制度です。	法テラス
被害者参加旅費等支給制度	被害者参加人として刑事裁判に出席した場合、旅費(交通費)、日当や宿泊費が支給されます。	法テラス 又は 裁判所
優先的傍聴	裁判の傍聴希望者が多い場合、被害にあわれた方などの事前の申出があれば、優先的に傍聴席が確保されるよう、できる限りの配慮がなされます。	検察庁 又は 裁判所

関係機関の支援制度

制度	内容	問合せ先
意見陳述制度	犯罪被害に関する心情や事件に関する意見を述べることができます。	検察庁
情報の保護	性犯罪等の被害にあわれた方の氏名などについて、裁判で公にしないよう希望できます。	検察庁
裁判で証言する場合の不安等緩和措置	証言の時、不安を軽くする工夫があります。 <ul style="list-style-type: none"> ・証人への付添い ・ついたて等の遮へい物の設置 ・ビデオリンク方式の証言 (別室からモニターを通じて証言) 	検察庁
刑事事件の記録の閲覧・コピー	第一回目の裁判の日の後から終結までの間、裁判所にある刑事事件の記録を見たり、コピーしたりできます。	検察庁 又は 裁判所
刑事和解	被告人と和解（示談）した場合、被告人と共同で申し立てることで、示談内容を刑事裁判の調書に記載してもらうように求めることができます。 民事裁判を起ささなくても強制執行の手続をとることができます。	検察庁 又は 裁判所
損害賠償命令制度	殺人や傷害などの故意の犯罪行為による被害にあわれた方などが、刑事事件を担当した裁判所に対し、加害者に損害賠償を命じるように求めることができます。	検察庁 又は 裁判所
刑の執行段階等における被害者等の心情等の聴取・伝達制度	被害に関する心情、被害にあわれた方の置かれている状況、受刑・在院中の加害者の生活や行動に関するご意見をお伺いし、これを受刑中・在院中の加害者に伝える制度です。	矯正管区 矯正施設 (刑事施設、 少年院、 少年鑑別所)